（別添－２）

自然公園等設計業務特記仕様書（建築編）

Ⅰ　業務概要

１ 業務名称　令和８年度（仮称）西表島フィールドハウス基本・実施設計業務

２ 計画施設概要

この自然公園等設計業務（以下「本業務」という。）の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は以下のとおりとする。

(1) 施設名称　　：　（仮称）西表島フィールドハウス

(2) 敷地の場所　：　沖縄県八重山郡竹富町（別紙１、２、３のとおり）

(3) 施設用途　　：　博物展示施設、周辺外構含む

（令和６年国土交通省告示第８号　別添二　第十二号　第２類とする。）

３ 履行期限　　令和９年３月 31 日まで

４ 特記仕様書の適用

(1) 特記仕様書に記載された特記事項については、「○」印の付いたものを適用する。

(2) 表中各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については、記入してある事項のみを適用する。

(3) ―――印又は×印で抹消した事項は、全て適用しない。

５ 設計与条件

(1) 敷地の条件

a. 敷地の面積　：約 3,500 ㎡

b. 用途地域及び地区の指定　：都市計画区域外

(2) 施設の条件

a. 施設の延べ面積（国有財産法(昭和 23 年法律第 73 号)に基づく計画面積）
約 500 ㎡

b. 主要構造部及び階数　：　RC＋W 造　地上１階、地下０階

c. 収容(使用)人員、主要な室

主要な室：展示・休憩スペース
事務室
更衣室・シャワールーム等
他必要室

d.　耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による耐震安全性の分類は、次のとおりとする。

1)　構造体　　：　Ⅱ類

2)　建築非構造部材　：　B類

3)　建築設備　　：　乙類

「建築設備耐震設計・施工指針」による分類は次のとおりとする。

1）本施設は重要施設に（・該当する　⊙該当しない）

2）重要機器は次に示すものとする。

電気設備

・配電盤　・発電装置（防災用）　・直流電源装置

・交流無停電電源装置　・中央監視装置　・交換機

・自動火災報知受信機

機械設備

・給水機器　・排水機器　・換気機器　・空調機器

・熱源機器　・防災設備（非常時に稼働するすべての機器を含む）

・監視制御設備　・危険物貯蔵装置　・火を使用する設備・避難経路上に設置する機器

3）前項に示すほか、必要と認められるときは調査職員に報告のうえ重要機器を追加することができる。

e.　建築物のエネルギー消費性能向上に関する目標値

⊙（・『ZEB』　・Nearly ZEB　⊙ZEB Ready）の達成条件を満たすこと。

⊙設計一次エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量で除した値が（0.50）以下となること。

なお、設計一次エネルギー消費量は再生可能エネルギー発電設備による発電量を（・含む　⊙含まない）

⊙建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める建築物エネルギー消費性能基準に適合すること

(3)　建設の条件

a.　予定工事費　：　約 430,000 千円(税抜き)

b.　建設工期　：　12 ヶ月

(4)　工事種別

⊙新築　・増築　・改築　・移転

・大規模な模様替え　・大規模な修繕

(5)　設備計画

⊙電気設備　（　　）

⊙機械設備　（　　）

・昇降機設備　（　　）

・室別必要設備

(6) 屋外設備計画

⊙囲障　⊙門　⊙敷地排水　⊙植栽　⊙舗装

(7) 指定部分

・指定部分の範囲　（　　）

・指定部分の履行期限　令和　年　月　日

(8) 設計与条件の資料

設計与条件については、次の資料による。

⊙令和４年度西表島フィールドハウス（仮称）基本計画策定業務　報告書

⊙令和４年度（繰越）西表島フィールドハウス（仮称）測量業務

⊙令和５年度西表島フィールドハウス（仮称）調査検討業務

⊙令和６年度（繰越）西表石垣国立公園西表島西部園地地質調査及び磁気探査業務

⊙令和６年度（繰越）西表石垣国立公園西表島西部園地事業埋蔵文化財調査業務

⊙令和７年度西表島西部園地展示整備に係る資源等調査業務

(9) 設計の条件等

a 建築物は「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成 22 年法律第 36 号）及び「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（令和３年 10 月１日木材利用促進本部決定）により木造化や内装等の木質化を図るものとする。また、ＣＬＴや木質耐火部材等の活用、部材単位の木造化等の技術活用を検討する。

b 「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定　以下「政府実行計画」という。）」並びに実施要領に従い、設計与条件の範疇で可能な限りの脱炭素化を検討すること。

~~c 計画通知等の確認済証の交付は、契約期間内に受けるよう業務を遂行すること。~~

~~d 各種許可申請の許可通知書は、契約期間内に受けるよう業務を遂行すること。~~

II 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)（以下「共通仕様書」という。）による。

1 管理技術者等の資格要件(共通仕様書第３章 10(2))

(1) 管理技術者の資格要件は次による。

なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。また、建築士については、建築士法第 22 条の２の講習の課程を修了した者とする。

⊙建築士法(昭和 25 年法律第 202 号。以下同じ。)に規定する一級建築士

(2) a 展示担当技術者の資格要件は次のいずれかによる。

⊙技術士（総合技術管理部門：建設部門又は環境部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

⊙技術士（建設部門：建設環境）又は（環境部門：自然環境保全又は環境保全計画）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

⊙ＲＣＣＭ（都市計画及び地方計画、建設環境又は造園）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

b 外構及び駐車場・園地設計担当技術者の資格要件は次のいずれかによる。

⊙技術士（総合技術管理部門：建設部門又は環境部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

⊙技術士（建設部門：都市及び地方計画又は建設環境）又は環境部門：（自然環境保全又は環境保全計画）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

⊙ＲＣＣＭ（都市計画及び地方計画、建設環境又は造園）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

⊙１級造園施工管理技士又は１級土木施工管理技士

2 業務計画書(共通仕様書第３章５)

業務着手時に、次の内容を記載した業務計画書(第５号様式)及び管理技術者等通知書（第６号様式)を作成し、調査職員に提出する。

なお、プロポーザル方式または総合評価落札方式等による手続きを経て本業務を受注した場合は、下記(1)、(3)、(4)について、技術提案書に記載があり、その内容に変更がなければ、当該様式の提出を省略できる。

(1) 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、令和５年度以降公示日までの同種又は類似業務の実績及び手持業務の状況(第６号様式「別紙１」)

(2) 担当技術者の氏名、生年月日、所属・担当分野、保有資格、実務経験年数、令和５年度以降公示日までの同種又は類似業務の実績及び手持業務の状況(第６号様式「別紙２」)

(3) 業務の一部を再委託する場合は、協力事務所の商号(又は名称)、代表者名、住所、業務内容、契約金額、協力を受ける理由及び具体的内容及び担当技術者氏名(第９号様式)

(4) 建築、構造、電気、機械以外の分担業務を追加する場合も(2)、(3)による。

(5) 設計方針の説明に関する資料(国土交通省告示第 98 号別添一第１項第一号イ及び

第二号イに掲げる基本設計及び実施設計の方針）

（6） 総合評価落札方式により業務を受注した場合の業務履行

受注者は、総合評価落札方式により設計業務を請け負った場合には、技術提案書に記述した提案について、原則として業務計画書に記載しなければならない。

（7） 業務工程表（第４様式）

3 設計業務の内容及び範囲（共通仕様書第２章）

（1） 一般業務の範囲

a 基本設計

⊙建築（意匠）基本設計に関する標準業務

⊙建築（構造）基本設計に関する標準業務

⊙電気設備基本設計に関する標準業務

⊙機械設備基本設計に関する標準業務

・展示基本設計に関する標準業務

⊙配置計画基本設計に関する標準業務

⊙屋外整備基本設計に関する標準業務

⊙工事費概算業務

上記の業務内容の項目	
⊙設計条件等の整理	⊙条件の整理 ⊙設計条件の変更等の場合の協議
⊙法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	⊙法令上の諸条件の調査 ⊙計画通知に係る関係機関との打合せ
⊙上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ	
⊙基本設計方針の策定	⊙総合検討 ⊙基本設計方針の策定及び発注者への説明
⊙基本設計図書の作成	
⊙概算工事費の検討	
・基本設計内容の発注者への説明等	

b 実施設計

⊙建築（意匠）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）

⊙建築（構造）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）

⊙電気設備実施設計に関する標準業務　　（設計意図の伝達業務を除く）
⊙機械設備実施設計に関する標準業務　　（設計意図の伝達業務を除く）
⊙展示実施設計に関する標準業務　　（設計意図の伝達業務を除く）
⊙屋外整備実施設計に関する標準業務　　（設計意図の伝達業務を除く）

上記の業務内容の項目	
⊙要求等の確認	⊙発注者の要求等の確認 ⊙設計条件等の変更等の場合の協議
⊙法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	⊙法令上の諸条件の調査 ⊙計画通知に係る関係機関との打合せ
⊙実施設計方針の策定	⊙総合検討 ⊙実施設計のための基本事項の確定 ⊙実施設計方針の策定及び発注者への説明
⊙実施設計図書の作成	⊙実施設計図書の作成 ⊙計画通知図書の作成
⊙概算工事費の検討	
⊙実施設計内容の発注者への説明等	

(2) 追加業務（共通仕様書第２章２）

a　建築基本設計

⊙省エネルギー計画の策定

建設予定地の気候条件、立地条件、近隣条件、卓越風の方向等を鑑みて建物の建設位置および方角を決定し、計画建物の構造、規模、用途、室構成の分析により本仕様書に示すエネルギー消費性能を満たすために建築物（建築設備を含む）に必要な性能を求め、新築工事の計画を立案する。

また、離島であり資源が限られることから、電気・水道等の使用量の想定を行い、本施設の整備に伴う環境負荷が小さくなるよう留意すること。

⊙防災に関わる方針の策定

上位計画及び関連計画等について確認、整理を行い、本施設における防災計画に関わる方針を策定する。

⊙土質調査

本施設の建物配置決定後、計画地における地質調査及び解析を行う。調査項目は以下のとおりとするが、詳細は調査職員と協議のうえ決定すること。

⊙機械ボーリング（φ66㎜　鉛直方向）：６本
⊙土質ボーリング（砂・砂質土）　：26.4m（6.6m×４箇所）
⊙土質ボーリング（礫混じり土砂）　：33.6m（8.4m×４箇所）

⊙孔内水平載荷試験用土質ボーリング（砂・砂質土）：6.0m（3.0m×２箇所）

⊙標準貫入試験（砂・砂質土）　：26.4m（6.6m×４箇所）

⊙標準貫入試験（礫混じり土砂）　：33.6m（8.4m×４箇所）

⊙孔内水平載荷試験（普通載荷）　：2.0回

⊙現場透水性試験　：２回

⊙水平探査　：4.0㎡（1.0㎡×４箇所）

⊙鉛直探査　：38.0m（9.5m×４箇所）

⊙土粒子の密度試験　：8.0試料

⊙土の含水比試験　：8.0試料

⊙土の粒度試験　：8.0試料

⊙土の液性限界試験　：8.0試料

⊙土の塑性限界試験　：8.0試料

⊙資料整理とりまとめ　：1.0式

⊙断面図等の作成　：1.0式

⊙総合解析とりまとめ　：1.0式

・コスト縮減検討中間報告書の作成

基本設計時に、調査職員と協議し、次の事項について取りまとめを行う。

①　コスト縮減対策として有効なものとして採択した事項

今後の実施設計の中で具体的に検討のうえ採否を決めるべき事項

b　展示基本設計

⊙西表島の自然体験型フィールドの適切な利用推進に資する普及啓発・観光管理機能の強化を図ることを目指し、展示基本設計として、下記の業務を実施すること。

なお、本施設の展示機能に係るコンセプトは下記のとおりである。

１．フィールドへ出る前の「準備・啓発」の拠点となること。

２．関連施設（西表世界遺産センター/西表野生生物保護センター）への誘導及び施設間の連携強化を図ること。

３．フィールドから戻った後の「体験の深化・再訪促進」に寄与すること。

(1) 展示基本配置図の作成

当該施設における展示情報の掲出にあたり、過年度業務、及び建築基本設計も鑑みつつ、展示物の規模感やや空間配置等を検討し、展示物の基本配置図を作成する。

(2) 展示概算工事費の算出

上記に基づき、展示工事に係る概算工事費について検討を行う。

c　建物外構（駐車場・園地等）に係る基本設計

⊙建物外構（駐車場・園地等）の基本設計

当該施設は、西表島への来訪者に対する窓口となる施設であり、施設のエントランス機能の強化のため、建物外構に関する設計を行う。設計与条件にある動線計画を基に、窓口施設としてのしつらえ、建物内外の連続性、屋外での休憩機能等に配慮した園地、及び利用動線計画を踏まえた駐車場の基本設計の検討を行い、基本設計図の作成及び概算工事費の検討を行うこと。

なお、設計にあたり関係機関及び関係団体等との協議が必要な場合は、協議資料の作成及び協議等の補助を行うこと。

d　建築実施設計

⊙積算業務

⊙建築積算業務　　（積算算出書(積算数量調書及び数量根拠資料を含む、以下積算業務も同様)の作成、単価資料(代価表・別紙明細を含む)の作成、見積の徴取、見積検討資料及び見積一覧表の作成）

⊙電気設備積算業務　（積算算出書の作成、単価資料(代価表・別紙明細を含む)の作成、見積の徴取、見積検討資料及び見積一覧表の作成）

⊙機械設備積算業務　（積算算出書の作成、単価資料(代価表・別紙明細を含む)の作成、見積の徴取、見積検討資料及び見積一覧表の作成）

⊙展示積算業務　　（積算算出書の作成、単価資料(代価表・別紙明細を含む)の作成、見積の徴取、見積検討資料及び見積一覧表の作成）

⊙透視図作成（外観）

［種類(カラー彩色)、判の大きさ(A3)、１面］

⊙透視図作成（内観）

［種類(カラー彩色)、判の大きさ(A3)、１面］

・模型作成

［縮尺(　　)、ケースの有無(　)、材質(　　)］

⊙関連法令に基づく手続等

設計業務に伴う以下の手続等を行う。

各種申請等に係る手数料は本業務に（⊙含む　　・含まない）

なお、受注者の責に帰すべき事由により再申請・変更申請が生じた場合の手数料については、受注者の負担とする。

⊙建築基準法第 18 条第２項に基づく計画通知に係る手続業務

⊙建築基準法第 18 条第４項に基づく構造計算適合判定に係る手続業務

⊙建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 20 条に基づく計画通知に係る手続業務

⊙建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 13 条に基づく建築物エネルギー消費性能適合判定に係る手続業務

・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 29 条第１項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務

・市町村指導要綱による中高層建築物の届出書の作成及び申請手続業務

（標識看板の作成、届出書等の作成及び申請手続き、電波障害予想図等添付図面の作成）

・防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及びその申請手続業務

・建築基準法に基づく許可申請手続業務

（許可申請内容：　　）

・まちづくり条例に基づく手続業務

⊙景観法による届出書の作成及び申請手続き業務(添付図面の作成含む。)

・都市の低炭素化の促進に関する法律（平成２４年法律第８４号）第５３条第１項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定に係る業務

⊙リサイクル計画書の作成

設計にあたって、建設副産物対策（発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底）について検討を行い、設計に反映させるものとし、その検討内容をリサイクル計画書として取りまとめを行う。

⊙概略工事工程表の作成

・災害応急対策活動に必要な施設その他特別な性能、機能、設備等を有する官庁施設の設計等における特別な検討及び資料の作成(建築非構造部材の耐震安全性に関する特別な検討、特殊な設備機器を有する室の設計に係る特別な検討等)

・建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)による評価に係る業務

・官庁施設の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた二酸化炭素排出量等を用いて行う総合的な環境保全性能の評価業務

・実験設備に係る検討

・内部雷保護設備に係る検討

⊙構内情報通信網設備に係る検討

・音声誘導設備に係る検討

⊙排水処理設備に係る検討

・雨水・排水再利用設備に係る検討

・蓄熱システムに係る検討

・雪冷房設備に係る検討

⊙建築物エネルギー消費性能の検証

設計一次エネルギー消費量またはBEI（BEI-m、BEI-ｓを含む）により算出する。

計算方法は以下による。

（・標準入力法　　⊙モデル建物法　　・小規模版モデル建物法）

・建築物のエネルギー消費性能に関する認証等の取得手続

・ZEB（ZEB Ready　Nearly ZEB等を含む）

・BELS

・（　　）

手続に必要な手数料を（・含む　　・含まない）

なお、受注者の責に帰すべき事由により再申請・変更申請が生じた場合の手数料については、受注者の負担とする。

・再生可能エネルギー発電設備の発電量及び電力消費量のシミュレーション

日別及び時間帯別に推計のうえ比較し、グラフ等を用いて調査職員に報告するとともに、電気設備設計の検討に反映させること。

・設計概要リーフレットの作成

・建築物に利用した木材が貯蔵している炭素(CO_2換算)の計算と表示方法の作成

「建築物に利用した木材の炭素貯蔵量の表示ガイドライン」に準拠し、建築物に利用した木材の炭素貯蔵量を計算するとともに、工事目的物における表示方法を検討し、設計図書並びに積算に反映させること。

⊙コスト縮減検討報告書の作成

実施設計時に、調査職員と協議し、次の事項について取りまとめを行う。

① コスト縮減中間報告書に記載した事項の、実施設計段階での検討結果（コスト縮減提案の最終採否）

② その他、実施設計時にコスト縮減対策として採択した事項

e　建物外構（駐車場・園地等）に係る実施設計

⊙建物外構（駐車場・園地等）の実施設計

c 基本設計を元に、建物外構（駐車場・園地等）について、以下の業務を行うこと。

①与条件の確認及び調査

1）与条件や基本設計の把握と整理

2）適用設計条件や設計基準の確認

3）関連機関との調整内容の確認

②実施設計の検討

1）基本設計内容の整合性確認

2）意匠性、安全性、施工性、市場性等に関する検討と設定

3）維持管理性に関する検討と設定

③実施設計図の作成

1）実測平面図に基づいた実施設計平面図の作成

2）造成平面図の作成

3）施設平面図の作成

4）植栽平面図の作成

5）各種施設の構造図の作成

6）電気・給排水設備図の作成

④数量計算及び工事費内訳書の作成

積算算出書(積算数量調書及び数量根拠資料を含む、以下積算業務も同様)の作成、単価資料(代価表・別紙明細を含む)の作成、見積の徴取、見積検討資料及び見積一覧表の作成)

f　展示実施設計

⊙展示コンテンツの収集詳細調査及び詳細シナリオの作成

展示実施設計として、下記の業務を行うこと。

Ⅰ.調査

(1) 現地専門家や関係機関（教育委員会、地元自治体等）(5 者）にヒアリングを１回（１時間想定）ずつ実施し、コンテンツの詳細情報を収集する。併せて、映像撮影、スチル撮影が可能なコンテンツ、撮影済みのコンテンツの確認・整理を行う。

(2) 各分野の有識者（6 者）にヒアリングを２回（１時間想定）ずつ実施し、コンテンツの学術的な視点の情報を収集・整理する。

(3) 既往文献やヒアリングに基づき、現地踏査にて展示で示すべき価値や魅力となる環境特性の確認を行い、調査内容を精査する。

なお、現地専門家及び有識者は、受注者が発注者と協議のうえ決定すること。受注者は、有識者ヒアリングに対する謝金及びヒアリングに直接要する費用を負担すること。謝金は「環境省所管の補助金等に係る事務処理手引」の謝金の標準支払基準に準ずる。

【参考】謝金の標準支払基準（令和７年度）

【別表 2】

（単位：円）

標準単価		分野別職位等			
区分	時間単価	大学の職位	大学の職位にある者の平均勤続年数	民間	地方公共団体等
①	11,500	大学学長級	17 年以上	会長・社長・役員級	知事・市町村長
②	10,200	大学副学長級			
③	9,300	大学学部長級			
④	8,700	大学教授級 1		工場長級	部長級
⑤	7,900	大学教授級 2	12 年以上	部長級	―
⑥	7,000	大学准教授級		課長級	課長級
⑦	6,000	大学講師級	12 年未満	課長代理級	室長級
⑧	5,700	大学助教・助手級		係長・主任級	課長補佐級
⑨	4,700	大学助手級以下 1		係員 1	課員 1
⑩	3,700	大学助手級以下 2		係員 2	課員 2
⑪	2,700	大学助手級以下 3		係員 3	課員 3

また、ヒアリングは原則としてオンラインを想定する。ただし、ヒアリング対象者の通信設備状況等の条件によっては協議のうえ対面で行うことも可とする。

Ⅱ. まとめ

(1) 展示に係る詳細方針に基づき、本施設として展示すべき内容について優先度評価を行う。

(2) 以下の項目からなる展示詳細シナリオを作成する。

・展示構成項目（小項目まで階層化）

・各展示の内容（主旨、具体的な内容等）

・展示詳細ゾーニング

(3) 収集した情報は、資料編（レファレンスシート）として体系的に取りまとめる（実施設計業務の資料編とあわせて取りまとめる）。

Ⅲ. 展示実施設計

上記の調査に基づき、収集したコンテンツを題材にして施設内の展示の詳細設計を行う。

なお、設計にあたり、以下に留意して取り組むこと。

・西表島内には西表野生生物保護センター（環境省施設）が整備されていること、（仮称）西表島世界遺産センター（竹富町施設）が整備予定であることを踏まえ、展示コンセプトや構成については充分な調整・整合・差別化を図ること

・デジタル展示の検討にあたっては、最新デジタル技術を用いたものとすること。

・インバウンドを含む来館者への展示コンテンツの効果検証ができるよう、ICT を活用した集計可能な仕組みの導入を想定すること。

また、成果品には以下の内容を含めること。

・グラフィック構成図（掲載する情報を配置したレイアウト図）
・展示の解説原稿作成のための解説要旨書
・グラフィック・イラスト等制作のための指示書
・スチル撮影のための指示書
・映像ソフト（映像、音響、照明、マルチメディア等）についての情報構成、展開シノプシス、シナリオ

なお、以下の①～④については、本業務には含めない。

①実施設計をもとにしたグラフィック詳細図、版下データ制作
②展示の解説原稿及び翻訳原稿の作成
（翻訳は 4 カ国語の多言語表記を想定）
③イラスト版下データの制作
④映像、写真の撮影

⊙シンボルマーク等のデザイン

本施設を広くアピールし、認知度の向上、適切な利用を推進する施設のシンボルをデザインする。また、敷地内の本施設内外に設置する案内サイン等の配置計画、デザイン案の作成を行う。

業務内容は、以下のとおりである。

(1) 施設のシンボル（シンボルマークやロゴタイプなど）のデザイン図 1 点を作成する。
(2) シンボルのデザイン図について、8 つの分類を対象とした図形商標調査を行い、類似したシンボル等がないことを確認する。
(3) サインデザイン案を作成する。なお、サインの配置計画については、建築設計及び外構設計に含んでいるので留意すること。

また、サイン図・マップの版下データ作成は本業務に含めない。

⊙照明デザイン

周辺環境への配慮、体験を促進する空間の創出に必要な敷地全体の空間演出、展示機能として求められる照度の確保を考慮した照明デザインを行う。業務内容は、以下のとおりである。

(1) 照明デザインコンセプトの作成
(2) 照明計画の作成
(3) 照明器具の選定

⊙管理運営・活動計画の作成

(1) 管理・運営計画の設定

本施設の理念や機能を持続的に発揮・確保する観点から、施設の維持管理・運営体制等に関する基本的な方向性を設定する。

(1-1) 管理・運営の内容の設定

基本計画方針等で定めた本施設の理念や機能を発揮するための必要な管理・運営の項目・内容についてとりまとめる。

(1-2) 施設の維持管理計画の設定

前項で整理した管理・運営の内容を踏まえ、施設の維持管理に関する基本的な考え方及び維持管理計画を検討する。

(1-3)管理・運営体制の設定

管理・運営組織の概要、管理・運営の協力体制（関係団体、運営協議会等)、施設の維持管理に必要な要員等について検討する。

(1-4) 管理・運営費の設定

管理運営の内容や体制等を踏まえ、年間の管理・運営費（人件費、水道光熱費、施設・設備維持費等）を検討する。

⊙映像制作業務仕様書の作成

本業務実施後、別途発注予定である映像等制作業務の発注準備のため、当該別途業務の仕様書の検討及び作成を行う。

検討及び作成については、本業務の設計内容を整理し、反映するものとする。

⊙WEB サイト基本構成の制作

本施設の整備を踏まえ、利用者に適切な情報発信を行うための WEB サイト制作にかかるコンテンツ等の諸条件の整理を行うとともに、WEB サイトの内容・構成案について作成すること。

⊙住民説明会の開催の補助

設計内容についての住民説明会を環境省が３回行うのに際して、開催の補助を行う。業務内容は、以下のとおりである。

(1) 当日資料の作成

(2) 実施運営の補助（会場の確保、設営含む)

(3) 実施記録の作成

4 業務の実施

(1) 一般事項

a　基本設計業務は、提示された設計与条件及び適用基準等に基づき行う。

b　実施設計業務は、提示された設計与条件、基本設計図書及び適用基準等に基づき行う。

c　積算業務は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等に基づき行う。

(2)　提出書類

本業務の実施に当たっては、別表１の書類を各１部、遅滞なく提出すること。

(3)　電子納品対象業務

本業務は電子納品対象業務とする。

電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。

(4)　打合せ及び記録(共通仕様書第３章 14(2))

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、調査職員に提出すること。

a　業務着手時

b　調査職員又は管理技術者が必要と認めた時

c　その他(　　)

(5)　貸与資料等

a　基本計画書

⊙基本計画書

・基本計画概要

b　既存設計図書等

・既存建築設計図書一式

・既存工作物設計図書一式

c　既存資料

⊙令和４年度（繰越）西表島フィールドハウス（仮称）測量業務　報告書

⊙令和５年度西表島フィールドハウス（仮称）調査検討業務　報告書

⊙令和６年度西表島フィールドハウス（仮称）情報収集等業務　報告書

⊙令和６年度（繰越）西表石垣国立公園西表島西部園地地質調査及び磁気探査業務

⊙令和７年度西表島西部園地展示整備に係る資源調査業務

d　資料の貸与及び返却

⊙貸与資料

（ 上記のとおり ）

⊙貸与・返却場所　　引渡・返却時期

（ 沖縄奄美自然環境事務所）　　（ 業務履行期限まで ）

(6)　請負代金額の変更（契約書第 29 条）等

⊙建築設計業務を実施した結果の当該設計内容に基づき算出された延べ面積又は工事費と、当初の設計業務等の請負代金額の積算の基とした延べ面積又は工事費との差による業務人・時間数の変更は、原則として行わない。

⊙業務の契約変更を行う場合又は本業務と関連する業務（当該工事に係る工事監理業務を含む）を本業務受注者と随意契約する場合の請負代金額の算定は、本業務の落札率(当初契約額÷当初設計額)を変更対象となる業務価格又は関連業務の業務価格に乗じた額で行うものとする。

(7) 部分払（契約書第 39 条）

受注者は契約書の規定に基づき部分払を請求するときは、当該請求に係る既履行部分における成果品等の資料を整理し、検査を受けなければならない。

(8) 保険等（契約書第 59 条）

受注者は、本業務を行うに際し、次の保険を付さなければならない。

・労働者災害補償保険

(9) 成果物等の情報の適正な管理

a 次に掲げる措置その他必要となる措置を講じ、契約書の秘密の保持等の規定を順守のうえ、成果物等の情報を適正に管理する。なお、発注者は措置の実施状況について報告を求めることができる。また、不十分であると認められる場合には、是正を求めることができるものとする。

成果物等とは、

1) 5．に規定する成果物（未完成の成果物を含む。）2)その他業務の実施のため、作成され、または交付、貸与等されたもの。

等とし、紙媒体によるもののほか、これらの電子データ等を含むものとする。

①発注者の承諾なく成果物等の情報を業務の履行に関係しない第三者に閲覧させる、提供するなど（ホームページへの掲載、書籍への寄稿等を含む）しない。

②業務の履行のための協力者等への図面等の情報の交付等は、必要最小限の範囲について行う。

③成果物等の情報の送信または運搬は、業務の履行のために必要な場合のほかは、発注者が必要と認めた場合に限る。また、必要となる情報漏洩防止を図るため、電子データによる送信または運搬にあたってのパスワードによる保護、情報の暗号化等必要となる措置を講ずる。

④サイバー攻撃に対して、必要となる情報漏洩防止の措置を講ずる。

⑤貸与品等の情報については、業務の履行に必要な範囲に限り使用するものとし、4（5）により発注者に返却する。

⑥契約の履行に関して知り得た秘密については契約書に規定されるとおり秘密の保持が求められるものとなるので特に取り扱いに注意する。

b 成果物等の情報の紛失、盗難等が生じたことまたは生じた恐れが認められた場

合は、速やかに発注者に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずる。

c　上記 a 及び b の規定は、契約終了後も対象とする。

d　上記 a、b 及び c の規定は、協力者等に対しても対象とする。

(10) 成果物の提出場所　：　沖縄奄美自然環境事務所　自然環境整備課

(11) 成果物の取り扱いについて

提出された原図及び CAD データについては、その写し又はその PDF データを入札に係る資料として貸与若しくは公開に利用することがある。また、提出された CAD データについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成に使用するなど、建築設計業務請負契約書第８条第１項の規定の範囲内で使用することがある。

(12) 写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再請負させる場合は次の事項を条件とすること。

①写真は、国が行う事務並びに国が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。

②次に掲げる行為をしてはならない。（ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。）

1)写真を公表すること

2)写真を他人に閲覧させ、複写させ、または譲渡すること。

(13) 業務実績情報の登録について(共通仕様書第３章４(3))

請負金額 100 万円を超える業務については、業務完了後 10 日（ただし、土、日曜及び祝日等は除く）以内に、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に登録する。なお、登録に先立ち、調査職員の確認を受けること。

(14) 再生資材の使用について

工事において使用する資材は、再生資材を積極的に使用すること。

(15) その他

本業務で設計対象となった建物等がかし検査等の対象となった場合は、協力等を要請することがある。

(16) 適用基準等(共通仕様書第３章３(1))

本業務にあたっては関係法令及び政府実行計画に従うほか、国土交通省等が制定する以下に掲げる技術基準等（国土交通省等ホームページ参照）を適用する。(特記なき場合は国土交通省が制定又は監修)

受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

◎：官庁統一基準

ａ．共通

⊙自然公園等施設技術指針[環境省自然環境局自然環境整備課](最新版)

⊙官庁施設の基本的性能基準　（最新版）
⊙官庁施設の総合耐震・対津波計画基準◎　（最新版）
・官庁施設の総合耐震診断・改修基準　（最新版）
⊙官庁施設の環境保全性基準◎　（最新版）
⊙官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準　（最新版）
⊙建築設計業務等電子納品要領　（最新版）
⊙官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕業務編】（最新版）
・建築物解体工事共通仕様書　（最新版）
⊙官庁施設の防犯に関する基準　（最新版）
⊙官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン　（最新版）
⊙公共建築工事積算基準◎　（最新版）
⊙公共建築工事積算基準等資料　（最新版）
⊙公共建築工事標準単価積算基準◎　（最新版）
⊙公共建築工事積算研究会参考歩掛り　（最新版）
・建築物に利用した木材にかかる炭素貯蔵量の表示ガイドライン及び炭素貯蔵量計算シート　（最新版）

b．建　　築
⊙建築工事設計図書作成基準　（最新版）
⊙建築工事設計図書作成基準の資料　（最新版）
⊙敷地調査共通仕様書　（最新版）
⊙公共建築工事標準仕様書（建築工事編）◎　（最新版）
・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）◎　（最新版）
⊙公共建築木造工事標準仕様書◎　（最新版）
⊙建築設計基準　（最新版）
⊙建築設計基準の資料　（最新版）
⊙建築構造設計基準　（最新版）
⊙建築構造設計基準の資料　（最新版）
⊙建築工事標準詳細図　（最新版）
⊙木造計画・設計基準　（最新版）
⊙木造計画・設計基準の資料　（最新版）
⊙営繕工事積算チェックマニュアル(建築工事編)　（最新版）
⊙構内舗装・排水設計基準　（最新版）
⊙表示・標識標準　（最新版）
・擁壁設計標準図　（最新版）
・建築改修設計基準　（最新版）
⊙建築鉄骨設計基準　（最新版）

⊙標準案内用図記号　（最新版）

c．建築積算

⊙公共建築数量積算基準◎　（最新版）

⊙公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）◎　（最新版）

⊙公共建築工事見積標準書式（建築工事編）◎　（最新版）

d．設　　備

⊙建築設備計画基準　（最新版）

⊙建築設備設計基準　（最新版）

⊙建築設備工事設計図書作成基準　（最新版）

⊙公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）◎　（最新版）

⊙公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）◎　（最新版）

・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）◎　(最新版）

⊙公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）◎　（最新版）

⊙公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）◎　（最新版）

・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）◎　(最新版）

⊙雨水利用・排水再利用設備計画基準　（最新版）

⊙建築設備耐震設計・施工指針　（最新版）

［一般財団法人日本建築センター］

⊙建築設備設計計算書作成の手引　（最新版）

［一般財団法人公共建築協会］

⊙営繕工事積算チェックマニュアル(電気設備工事編)　（最新版）

⊙営繕工事積算チェックマニュアル(機械設備工事編)　（最新版）

e．設備積算

⊙公共建築設備数量積算基準※　（最新版）

⊙公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）◎　（最新版）

⊙公共建築工事見積標準書式（設備工事編）◎　（最新版）

5 成果物及び提出部数

(1) 基本設計

別表２による。

(2) 実施設計

別表３による。

(3) 留意事項

建築（構造）の成果物は、建築（総合）設計の成果物の中に含めることができる。

設計図は、適宜、追加してもよい。
文字ポイント等、統一的な事項に関しては調査職員の指示に従うこと。
成果物の電子データは、ＤＶＤ－Ｒ等とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及びＤＶＤ－Ｒ等に必ずラベルにより付記して提出し、ファイル形式は、以下のとおりとする。

①資料ファイル

資料ファイルのファイル形式についてはＰＤＦ形式とする。

②図面ファイル

ＣＡＤデータ交換フォーマットは原則としてＪWW及びＰ２１形式とし、１図面１ファイルとなるよう作成する。ただし、補足資料としてＣＡＤソフトがソフト内部で管理している独自のデータ形式（オリジナル形式）も併せて納品するものとする。

③オリジナルファイル

本仕様書で特に定めのあるものを除き、オリジナルファイルを作成するソフト及びファイル形式については、受注者が決定することができる。ただし、可能な限り汎用的なソフトを利用するよう努める。

④上記①～③以外の電子データの仕様

（ア）Microsoft 社 Windows11 上で表示可能なものとする。

（イ）使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

ｱ) 文章:Microsoft 社 Word（ファイル形式は「office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの。）

ｲ) 計算表 : 表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの。）

ｳ) プレゼンテーション資料 : Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの。）

ｴ) 画像 : BMP 形式又は JPEG 形式

（ウ）（イ）による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 設計図等

a 設計原図の材質

・トレーシングペーパー

⊙コピー用紙

b 設計原図の大きさ　⊙別表による　・Ａ１判　・Ａ２判　・Ａ３判

c 縮小製本　⊙作成する　・作成しない

・Ａ２判　⊙Ａ３判

⊙（３）部

⊙合本　　・分冊（　　）

(5)　図面の形式等

a　図面の形式は次に示すほか、建築工事設計図書作成基準による。

b　表題欄は次による。

1)表紙には次の発注機関審査欄を設ける。

<table>
<tr><td colspan="2">工事名称</td><td colspan="4"></td><td colspan="2">工事年度</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">工事場所</td><td colspan="4"></td><td colspan="2" rowspan="2">公園名称</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">発注機関</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">審　査</td><td>課長</td><td>補佐</td><td>専門官</td><td>担当者</td><td rowspan="4">設計者</td><td>名　　称</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>資格者氏名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5"></td><td>登録番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5"></td><td>所　在　地</td><td></td></tr>
</table>

＊審査欄は、検査に合格後、審査者名を記入すること。

2)設計図には次の設計者欄を設ける。

<table>
<tr><td colspan="2">工事名称</td><td colspan="4"></td><td colspan="2">工事年度</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">工事場所</td><td colspan="4"></td><td colspan="2" rowspan="2">図面名称
縮　　尺</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">発注機関</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">公園名称</td><td colspan="4"></td><td colspan="2">図面番号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">検　査</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td rowspan="4">設計者</td><td>名　　称</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>資格者氏名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5"></td><td>登録番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5"></td><td>所　在　地</td><td></td></tr>
</table>

※　設計者欄等に建築士法上必要な事項を表示すること。

検査欄には、業務計画書に記載された管理技術者、各主任担当技術者、担当者（協力事務所を含む。）がそれぞれ検査を行い、一切の遺漏なく完成したことを確認したうえで記名すること。

(6)　その他

成果物納入後に受注者側の責めによる不備が発見された場合には、受注者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。